

第 7 章 基本方針・施策

第1節 地域における子育ての支援

基 本 方 針

近年の都市化や核家族化の進展、女性の社会進出の増加などにより、子育て環境が大きく変化し、地域の連帯感や関わりが希薄化しています。

また、少子化が進む中で地域に同年齢児が少なくなっているという現状や、社会全体での子育てという観点から、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。このため、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に推進していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 地域における子育て支援サービスの充実

- (1) こんにちは赤ちゃん事業
- (2) 養育支援訪問事業
- (3) ファミリー・サポート・センター事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) ショートステイ事業(短期入所生活援助事業)
- (6) トワイライトステイ事業(夜間擁護等事業)
- (7) 病児・病後児保育事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 特定保育事業
- (10) 幼稚園の事業
- (11) 地域子育て支援拠点事業
- (12) 子育てに関する情報の提供
- (13) 一人目からの子育て支援策の充実

2. 保育サービスの充実

- (1) 通常保育事業
- (2) 延長保育事業
- (3) 休日保育事業
- (4) 夜間保育事業
- (5) 保育園待機児童率ゼロの維持
- (6) 家庭的保育事業
- (7) 乳児保育事業
- (8) 障がい児保育事業
- (9) 人材の適正配置
- (10) 保育園の整備
- (11) 認定こども園

3. 児童の健全育成

- (1) 児童館の充実
- (2) 放課後こども教室
- (3) 児童の非行・いじめへの対応と不登校支援
- (4) 世代間交流
- (5) 青少年育成市民会議

1. 地域における子育て支援サービスの充実

(1) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、仕事と家庭の両立ができる環境整備を図るため、乳幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との連携及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他の必要な援助を行う事業です。

本市では、平成14年7月からNPO法人に委託し運営しており、順調に利用者も増加していることから、今後も広報、インターネット等による媒体を利用した周知を徹底し、組織の強化を図っていきます。

また、国が平成21年度及び平成22年度の2ヵ年間で実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」の動向を見据えて、その取組みについても検討していきます。

表26 ファミリー・サポート・センター事業目標事業量

年 度	現状	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
目標か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
目標協力会員数	154人	160人	170人	180人	190人	200人
目標依頼会員数	511人	550人	575人	600人	625人	650人
目標両方会員数	97人	100人	105人	110人	115人	120人

(4) 放課後児童健全育成事業

学童クラブは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者の健全育成の場として、平日の学校終了後や土曜日などに実施されています。

現在は、24 か所で実施されていますが、平成 22 年度からは、71 人以上の大規模クラブの分割を行い、適正な人数によるクラブ運営により、子どもの情緒の安定や事故防止に努めていきます。

また、終了時間の延長を望む利用者が多いことから、各クラブの実情に合わせて、終了時間の延長を促していきます。

なお、計画期間中においては、みなみ小学校、みどりが丘小学校、中央小学校に学童保育館を整備し、その他の未設置校における施設の整備等についても引き続き検討していきます。

表 27 放課後児童健全育成事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	1, 128 人	1, 150 人	1, 150 人	1, 150 人	1, 150 人	1, 180 人
目標か所数	24 か所	31 か所	32 か所	32 か所	32 か所	33 か所

(5) ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設・乳児院等で短期間子どもを預かる制度であり、前期行動計画に基づき、平成 20 年度から実施しています。

引き続き、保護者が疾病、出産、看護、転勤、出張、冠婚葬祭などの理由で児童の養育が緊急一時的に困難になった場合にも安心して預けられるよう、実施していきます。

表 28 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	1 人	1 人	3 人	3 人	3 人	3 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(6) トワイライトステイ事業（夜間養護等事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設・乳児院等で預かる制度です。

現在、本市では実施していませんが、今後需要を見極めながら検討していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

病気の回復期にあり、医療機関に入院加療の必要はないが他の児童との集団生活が困難な時期に、保育園等で一時的に児童を預かるのが、病後児保育です。

平成 17 年 6 月から民間保育園 1 施設で実施しており、保育需要も高いことから、今後公立保育園でも施設改修に合わせて 1 施設実施していきます。

表 29 病児病後児保育目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	4 人	5 人	5 人	5 人	8 人	8 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

(8) 一時預かり事業

冠婚葬祭、急な仕事が入ったとき、保護者の病気や怪我、リフレッシュ等の理由により、子どもを一時的、断続的に保育するのが、一時預かり事業です。

現在、公立・民間あわせて 20 施設の保育園で実施しており、公立保育園では定員を超える需要があることから、定員数の拡大等についても、保育需要を踏まえながら検討していきます。

表 30 一時預かり事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
目標か所数	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所	20 か所

(9) 特定保育事業

保護者がパート労働、または定期的な看護や介護のために、一定期間児童を保育できない場合等に、保育園や保育施設で預かる制度です。

現在、通常保育や一時預かり事業の中で対応しているため、現状のまま継続していきます。

(10) 幼稚園の事業

1) 預かり保育事業

保護者の急な用事や、冠婚葬祭等一時的な保育時間延長の希望に応じて、現在、市内の幼稚園 7 園で預かり保育を実施しており、さらに長期休暇中も実施しています。

今後も実施園の拡充、また、預かり時間の延長についても要請していきます。

表 31 預かり保育を実施している幼稚園目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

2) 地域子育て等推進事業

地域の親子のふれあい、また、高齢者との交流や園庭の地域への開放など、地域と連携する子育て活動を推進しています。

今後も実施園の拡充、また、実施内容の充実についても要請していきます。

表 32 地域子育て等推進事業を実施している幼稚園の目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	6 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所	8 か所

(11) 地域子育て支援拠点事業

1) つどいの広場事業

つどいの広場事業は、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高める効果が期待されています。

つどいの広場を平成 22 年度に開設して、子育て中の親とその子どもが気軽に集まり、相互に交流できる場を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育てに係る不安感の緩和を図るための各種事業を展開していきます。

表 33 つどいの広場事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

2) 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターでは、『子育て等に関する相談・各種講習会の実施』、『子育てサークル等の育成・支援』、『地域の子育ての情報提供』等のサービスを実施しています。

現在、3 か所の保育園に設置していますが、保育園整備計画に基づき、拠点施設に設置していきます。

施設の利用ニーズは、年々増加傾向にあります。今後も事業内容をさらに充実させ、地域の子育ての拠点として、より地域と密着した事業を展開していきます。

表 34 地域子育て支援センター事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所

3) 子育てサロン

子育て中の方が子育てを楽しんだり、子育て仲間をつくったりする“ふれあいの場”として、地区コミュニティセンターを中心に、地域の人たちによる「子育てサロン」が開催されています。

今後も、様々な事業を実施して、地域の子育て支援機能としての役割を担っていきます。

(12) 子育てに関する情報の提供

子育て中の親子は、子育てに関する施設や、子どもの遊び場、子どもに係る医療機関など、様々な情報を求めています。

子育てに関する情報は、市ホームページをはじめとして、「広報かぬま」や様々なパンフレットを活用して情報を提供しています。

今後も、情報化時代にあった様々な方法で子育てに関する情報を提供していきます。

(13) 一人目からの子育て支援策の充実

本市では、平成 18 年度から、総合的な少子化対策として「第 3 子対策事業」に取り組んできましたが、今後は、一人目からの子育て支援策を総合的に充実させていきます。

2. 保育サービスの充実

多様化する保育行政に対する市民の要望に対応していくため、将来の保育サービス、施設整備のあり方等をまとめた「鹿沼市保育園整備計画」を策定しました。

今後は、その計画に沿って保育サービスを充実させていきます。

（１）通常保育事業

本市では、公立が 13 施設、私立が 9 施設、保育所型児童館が 3 施設設置されており、就学前児童数は減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加とともに入所児童数は増加傾向にあります。

保育園のうち入所率が 100%を超えている施設は公立 2 施設、民間 7 施設あり、山間部では定員割れしている施設もありますが、入所希望が集中する施設もあることから、老朽化した施設の再整備にあわせて拠点化を図り、通常保育の充実と保護者の利便性の確保を図っていきます。

表 35 通常保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	1,920 人	1,920 人	1,980 人	1,935 人	1,890 人	1,890 人
目標か所数	22 か所	22 か所	22 か所	21 か所	20 か所	20 か所

※ 保育所型児童館を除く。

※ 平成 24 年度は民間保育園の定員増に伴い、公立 1 園廃止。平成 25 年度は拠点施設整備に伴う施設数減。

（２）延長保育事業

現在、本市では延長保育を公立 4 施設、民間 9 施設で実施していますが、そのうち 30 分から 1 時間の園長を実施している施設が 10 施設あり、利用人数の 93%を占めています。

就労形態の多様化により延長保育の希望者も増えており、保育需要に合わせて延長保育サービスの充実を図っていきます。

表 36 延長保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	569 人	569 人	569 人	569 人	569 人	569 人
目標か所数	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所	13 か所

（３）休日保育事業

現在、民間保育園 1 施設、定員 20 名で実施していますが、利用実績は 1 日平均 5.3 人です。休日保育の需要はあるものの利用実績が伸びていないことから、休日保育の周知に努めるとともにサービスの充実を図っていきます。

表 37 休日保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（４）夜間保育事業

現在、民間保育園 1 施設が深夜 10 時までの夜間（延長）保育を実施しており、定員 20 人に対して 1 日平均 5 人が利用しています。

今後も保育需要に応じて夜間保育の充実を図ってまいります。

表 38 夜間保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
目標か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（５）保育園待機児童率ゼロの維持

本市では、現在待機児童はいませんが、保育ニーズの低年齢化に伴い、保育需要が増加しているため、施設整備や定員見直しを行い、今後も待機児童率 0%を維持するよう努めていきます。

（６）家庭的保育事業

乳幼児が、家庭的保育者の居宅やその他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業ですが、現在、市では実施していません。

今後は、需要を見極めながら将来を見据えた検討をしていきます。

（７）乳児保育事業

現在、公私すべての保育園 22 施設で乳児保育を実施しており、平成 21 年 4 月 1 日現在入所している 0 歳児は 92 人です。

公立保育園の一部において施設設備が十分でないところがありますが、老朽化した施設の改築にあわせ施設設備を充実し、産休明けからの入所に対応できるよう努めます。

表 39 乳児保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	92 人	92 人	100 人	100 人	100 人	100 人
目標か所数	22 か所	22 か所	21 か所	20 か所	20 か所	20 か所

(8) 障がい児保育事業

本市では、公私すべての保育園で障がい児の受入が可能であり、障害の程度によって発達支援保育、すこやか保育に区分し、障がい児保育に必要な保育士数を配置しています。障がい児保育では健常児との集団保育を行っています。これとは別に母子通園による障がい児通園施設もあります。

障がい児の入園は年々増加傾向にあることから、保育士体制の強化、研修の充実等を図ってまいります。

表 40 障がい児保育事業目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
目標か所数	22 箇所	22 箇所	22 箇所	21 箇所	20 箇所	20 箇所

(9) 人材の適正配置

保育園は、「児童福祉施設最低基準」(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号)に基づき、入所児童数に対して保育士が適正に配置されています。

今後も適正に保育士を配置していきます。また、特別保育サービス向上のために保育士の確保に努めます。

(10) 保育園の整備

未満児の入園児数の増加等に伴い、適切な保育環境を確保するとともに保育園施設の整備が必要となっています。

今後は「鹿沼市保育園整備計画」に沿って施設整備を推進していきます。

(11) 認定こども園

認定こども園は、「就学前の子どもに教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」の二つの機能を備えており、幼保一体化機能及び地域子育て支援機能が確保されています。

今後は、将来予想される待機児童の解消、過疎化が進行する地域での保護者の利便性確保等を理由として、認定こども園を検討していきます。

3. 児童の健全育成

(1) 児童館の充実

地域の子どもたちは健全な遊びを通して、健康の増進、情操の豊さを育んでおりますが、今後も他の福祉施設や社会教育施設などとの連携を図り、多目的な利用を行うなど、児童館の充実を図っていきます。

(2) 放課後こども教室

本市では、6 か所で放課後こども教室が実施されています。引き続き、小学校の余裕教室等を活用して、地域のボランティア等の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していきます。

表 41 放課後こども教室の目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標人員数	106 人	110 人	120 人	120 人	120 人	120 人
目標か所数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

(3) 児童の非行・いじめへの対応と不登校支援

児童の非行・いじめや不登校に対しては、その兆候を早期に発見することが重要です。そのため、本市では、いじめを早期に発見するため「Q-Uテスト」を取り入れるなど、その防止に力をいれてきました。

今後も、相談体制を充実し、家庭・学校・地域が連携して対応を強化していきます。

また、不登校児童への対策としては、今後、各学校での取組を強化するとともに、不登校児童の学校への適応、復帰をめざして適応指導教室の充実に努めていきます。

(4) 世代間交流

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

（５）青少年育成市民会議

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、生きる力を持ち、人間性豊かな社会人として成長することは、市民すべての願いです。

この願いを実現するためには、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切です。即ち、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織が「青少年育成市民会議」です。

国においては（社）青少年育成国民会議が、同様に県においては（財）とちぎ青少年こども財団が組織されています。

現在、本市においては、１７地区に鹿沼市青少年育成市民会議が設置されており、今後とも青少年の健全育成のため、研修会、あいさつ運動、家庭の日の普及啓発を推進していきます。

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基 本 方 針

女性の社会進出、少子化の進行、児童虐待の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるよう、地域ぐるみの子育て支援、児童虐待防止対策の充実、きめ細やかな子育ての拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりが必要です。

母性及び乳幼児の健康増進を図るために、訪問指導、相談、健康診査、各種健康教室等を充実していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 子どもや両親の心と体の健康の確保

- (1) 妊婦健康診査の充実
- (2) 乳幼児健康診査受診率の向上
- (3) 新米パパママ学級の充実
- (4) 妊産婦・新生児訪問指導の充実
- (5) こんにちは赤ちゃん事業(再掲)
- (6) 養育支援訪問事業(再掲)
- (7) 乳幼児死亡の減少
- (8) 子育て支援ネットワーク部会の活用

2. 「食育」の推進

- (1) 「食育」の推進
- (2) 妊娠期における「食育」の推進
- (3) 乳幼児期における「食育」の推進
- (4) 保育園・幼稚園における「食育」の推進
- (5) 小中学校における「食育」の推進

3. 思春期保健対策の充実

- (1) 思春期相談・教育の充実
- (2) 10代の人工妊娠中絶の減少
- (3) 性感染症の学習の充実

4. 医療制度の充実

- (1) 小児医療の充実
- (2) 妊産婦医療費助成事業
- (3) 不妊治療に対する支援
- (4) プライマリーケア医(かかりつけ医)
- (5) 周産期医療体制の整備

1. 子どもや両親の心と体の健康の確保

（1）妊婦健康診査の充実

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うための妊娠健康診査の公費負担の回数を平成21年4月からは14回とし、医療機関に委託して実施しています。

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制の確保するため、妊婦健康診査の公費負担の一層の充実と普及啓発を図ります。

働く妊婦の増加から、職場において母性は尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件整備を図ることを目的に「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用することになっていますが、周知徹底されていないため、就労する妊婦や企業等に普及していただけるよう協力を求めています。

（2）乳幼児健康診査受診率の向上

本市では、「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげる」ことや「育児支援の場」として、乳幼児の各種健康診査を実施しています。

乳幼児健診受診率は1歳6か月で95.7%、3歳で93.7%と高い受診率となっていますが、今後は、健診が子育ての孤立化を防ぐためにも有効な場となるよう健診内容の充実を図るとともに、受診率を向上させるため未受診者への訪問指導及び通知により広く広報を通した呼びかけを実施していきます。

（3）新米パパママ学級の充実

妊婦とその家族を対象として妊娠・出産・育児などに関する情報の提供や仲間づくりを実施しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。

新米パパママ学級では、「沐浴、お産のリハーサル、妊婦体操」等実習を伴う内容や妊婦同士の情報交換が好評であり、親の役割に対する意識の高揚も図られています。

今後も、さらに充実した教室となるよう医療機関との連携を図りながら体制づくりに努めていきます。

（4）妊産婦・新生児訪問指導の充実

マタニティーブルー（妊娠、出産が原因で起こるうつ状態）への対応や母乳育児の推進には、新生児訪問は大きな役割を果たしています。

今後も、出生後早期に新生児訪問ができるよう医療機関との連携強化を図っていきます。

（５）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）

生後４か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

（６）養育支援訪問事業（再掲）

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者等に対し、その養育が適切に行われるよう、訪問し養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っていきます。

（７）乳幼児死亡の減少

乳児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。また、最近何の前触れもなく寝ている間に亡くなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）がありますが、不慮の事故についても、死亡率が高い値を占めており、乳児死亡の特徴となっています。

今後も、子どもの疾病の早期発見と、子どもの事故防止対策を推進していきます。

（８）子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支えるすべての子どもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできる街づくりを促進することが必要です。

今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関の連携、サービスの質の向上を図っていきます。

2. 「食育」の推進

(1) 「食育」の推進

「朝食欠食等」の食習慣の乱れや「思春期やせ」に見られるような「心と身体の問題」が子どもたちに生じている現状を考え、乳幼児期からの「正しい食事の摂り方」や「望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくり」による心身の健全育成を図る必要があります。

このためには、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた「食に関する学習の機会や情報提供」を進めていきます。

(2) 妊娠期における「食育」の推進

適切な食生活を送ることは大切です。特に妊娠中は母体と胎児に対する影響が大きいため、妊娠中から正しい食生活を身につけることが必要となります。そのため、新米パパママ学級などを通して、「食育」の推進を図っていきます。

(3) 乳幼児期における「食育」の推進

乳児が最初に口にする母乳やミルクは大切な栄養であり、子どもの発達段階にあった離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。各種健康診査や育児相談、教室などを通して、「食育」の推進を図っていきます。

(4) 保育園・幼稚園における「食育」の推進

保育園、幼稚園は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識が子どもに大きく影響することから、保健センターと連携し、園児を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

(5) 小中学校における「食育」の推進

小中学校では、食に関する学習が家庭科等の時間を中心に進められています。

今後も、市内小中学校等に勤務する栄養教諭等が授業や個別指導に係わり、専門性を生かした指導ができるよう体制の整備をしていきます。

3. 思春期保健対策の充実

(1) 思春期相談・教育の充実

思春期は、人の一生の中で精神的、身体的な発達がもっともめざましく、大人と子どもの両面をもつ時期であり、心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じています。

それらの問題は、現在の問題にとどまらず、生涯の健康に影響を及ぼし、さらには次世代にも悪影響を及ぼすことが指摘されています。

思春期の子どもたちやその保護者に対しては、適切な支援を行えるよう、関係機関との役割分担を明確にしながら、相談体制の充実や普及啓発、教育等を進めていきます。

特に相談体制については、窓口開設のPRや乳幼児期からの発達支援を生かした相談、さらには民間団体などによる協力を要請しながら、“まちの保健室”的な役割の充実を図ります。

また、性の問題については、個人差が著しいことから、個別教育や相談、さらには保護者への啓発活動などが行えるような体制づくりを進めていきます。

喫煙や飲酒、薬物乱用については、学校を中心に関係機関の協力を得ながら啓発が進められています。喫煙教育については、成人を対象とした健康教育の推進と合わせて、「喫煙の害について」啓発活動を広めていきます。

(2) 10代の人工妊娠中絶の減少

性に関する情報が氾濫する中で、子どもたちやその保護者に対して避妊方法や人工妊娠中絶による心身への影響について、正しい知識の普及を推進していますが、今後さらに、10代の女性の人工妊娠中絶の減少に向けた個別教育や相談、保護者への啓発活動を進めていきます。

(3) 性感染症の学習の充実

20歳未満の性感染症が増加していることは、成長過程にある子どもたちの心と体をむしばみ、母子感染、不妊症の原因になるなど、生涯を通して健康を脅かす結果となっています。

今後は、エイズ等を含めた性感染症に対する正しい知識の普及が必要であることから、学習の機会や相談の充実を図ります。

4. 医療制度の充実

(1) 小児医療の充実

1) 休日・夜間医療の充実

近年、我が国においては、少産・少子化対策（女性の妊娠・出産への健康管理支援）の推進や小児医療技術の進歩により、新生児及び乳児の死亡率が低下しつつあるものの、その一方で低出生体重児の増加、疾病構造の変化などにより、新たな医療需要に対する取組が必要になるなど、小児医療を取りまく環境は大きく変化しています。

鹿沼市休日急患診療所において、内科、小児科、歯科の急患の診療を行っており、小児医療の充実を図っていますが、今後も、医師会、歯科医師会との協力体制により平日夜間の救急医療の充実も図っていきます。

2) こども医療費助成の充実

子ども医療費については、現在、小学校3年生までの助成を行っていますが、今後は、その対象年齢を引き上げるなど、充実を図っていきます。

3) 出産育児一時給付金支給事業

国民健康保険加入者の出産に関し、一時金を給付することによって、出産及び育児を経済的に支援していますが、今後も事業を継続していきます。

(2) 妊産婦医療費助成事業

本市在住の妊産婦を対象に、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため各種健康保険の一部自己負担額を助成しています。

今後も、妊産婦医療費助成制度の周知徹底を図っていきます。

(3) 不妊治療に対する支援

本市では、県の助成とは別に平成16年4月1日から、不妊治療の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るよう不妊治療支援事業補助金制度を創設しました。

今後も周知と利用促進を図っていきます。

(4) プライマリーケア医（かかりつけ医）

気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して親しみのある包括的な医療を受けられることが望まれます。

現在、本市では、広報等による医療情報の提供を行っていますが、今後、関係機関との連携を図りながら、かかりつけ医を持てるよう推進していきます。

（５）周産期医療体制の整備

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が増加しています。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、栃木県は高度医療が整っている自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院において「総合周産期母子医療センター」の整備や運営支援を行っています。

栃木県は、全国と比して依然として乳児死亡率が高いため、今後も、栃木県が行う広域的な周産期高度医療体制の周知と利用を促進していきます。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基 本 方 針

幼児の心身の健全な発達を促進するため、幼児教育の質的な向上に努めるとともに、良好な教育環境の整備に努めます。

また、家庭や地域との連携を深めながら、ボランティア活動などの多様な「生活体験」、「お手伝い」、「自然体験」等体験活動の推進、「道徳観・正義感」を身に付ける教育機会の充実を図ります。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 次代の親の育成

- (1) 中高生の乳幼児ふれあい体験
- (2) 世代間交流(再掲)

2. 子どもの生きる力の育成
に向けた学校の教育環境
等の整備

- (1) 親子による交流・自然体験学習
- (2) 幼稚園教育の充実
- (3) 学校教育の充実
- (4) 幼稚園、保育園と小学校との連携

3. 家庭や地域の教育力の
向上

- (1) 家庭教育の充実
- (2) 家庭教育オピニオンリーダーの充実
- (3) 学校評議員

4. 子どもを取り巻く有害
環境対策の推進

- (1) 書店やコンビニ等の本やビデオ等の氾濫
への対応

1. 次代の親の育成

(1) 中高生の乳幼児ふれあい体験

赤ちゃんとのふれあい、関わることは、中高生の他者に関する関心、共感能力を高め、赤ちゃんに対する愛着の感情を醸成することができます。中高生と、赤ちゃんとの「交流」を通じて、中高生にテレビやゲームの疑似体験ではなく、実際に、肌で感じてもらうことにより、中高生の健全な育成を図ることができるとともに、将来結婚し、家庭を持ち、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待防止につなげることもできます。

現在、本市では中高生を対象とした学校単位で、受け入れ体制の整っている保育園へ出向き、乳幼児とのふれあい体験を実施しています。

今後は、さらに受け入れ保育園の拡充と対象範囲の拡大を図り、乳幼児ふれあい体験の充実に取り組んでいきます。

表 42 中高生の乳幼児ふれあい体験目標事業量

年 度	現状	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
目標参加者数	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

(2) 世代間交流（再掲）

核家族化や人間関係の希薄化、社会的な価値観の変化等から、地域で子どもを育てる環境づくりが必要となっています。

また、高齢者が特技や知識を、保育施設、小・中学校、児童館などで、ボランティアとして子どもたちに伝えたり、教えたりする活動を行うことで、高齢者の生きがいの創出や子どもたちとの交流、地域の活性化にもつなげることができます。

今後は、こうした高齢者の豊かな経験を「子育てアドバイザー（名人）」として生かし、子育て支援の参画ができるような体制づくりを進めます。

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

（１）親子による交流・自然体験学習

完全学校週 5 日制のもと、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」を育むことや「豊かな人間性」を見出すことが必要です。

美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性や正義感、公正さを重んじる心・生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観・他人を思いやる心や社会貢献の精神・自立心、自己抑制力、責任感・他者との共生や異質なものへの寛容等を身に付けるため、今後も、親子による世代間交流や自然体験交流センターの活用を図り、習得できるよう推進していきます。

（２）幼稚園教育の充実

幼稚園では、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう幼児期における教育を行うとともに、地域においてもさまざまな子育て支援活動を行う必要があります。

現在、本市では、幼稚園教育の振興を図るため各種補助金を交付して支援しています。また、保育料等を減免することで、保護者の経済的負担の軽減を図っています。今後も、継続して実施していきます。

（３）学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒に「確かな学力」や「豊かな人間性」「たくましく生きるための健康・体力」などの「生きる力」を培うために、具体的な教育実践を展開していきます。

基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るための、少人数指導等の導入や、豊かな心を育てるための、自然体験や社会体験などの豊かな体験活動の実践、運動に親しむ資質や能力を育て、健康の保持増進と体力の向上を図るための具体的実践を継続していきます。

今後は、新たに「鹿沼教育ビジョン」の策定作業を進める中で、未来を担う児童生徒の姿を描き、その育成のために必要な施策の見直しを行っていきます。

（４）幼稚園、保育園と小学校との連携

幼稚園、保育園と小学校との連携を図ることが、幼稚園、保育園を卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめる第1歩です。

現在本市では、小学校の行事に園児や保育者が参加したり、幼稚園、保育園の保育者と小学校教諭による話し合いの会を開催したりするなど、小学校区の近くにあるそれぞれの園と学校が地域的な交流を進めています。

今後は、各地域での話し合いをし、それぞれの指導者がお互いの集団生活を把握し、子どもたちが戸惑うことなく生活できる支援体制の整備を目指していきます。

また、連携内容が充実するように他地域の交流状況の情報交換を密にし、さらに連携が深まるよう努めていきます。

3. 家庭や地域の教育力の向上

(1) 家庭教育の充実

子どもの成長にとって大切なことは、何といたっても家庭生活のあり方であり、家族の中での大人と子どもの関係の中で、豊かな人間関係を育むことが家庭教育です。家庭教育は、親にとっても子どもにとっても大切なものですが、子どもの年齢や性格によって、子どもへの接し方が異なってきます。核家族化が進み、生活の多様化や情報化の時代といわれるように価値観の判断が難しい時代に、不安を抱き悩みながら、子育てに取り組んでいる人も少なくありません。

現在、本市では、教育委員会から委託を受けた家庭教育振興会で「子育てスクール」の開校や講演会等を開催しています。今後も充実した子育ての大切さを学ぶ機会を拡充していきます。

(2) 家庭教育オピニオンリーダーの充実

子育ての先輩で、家庭教育の指導者として研修を受けた人たちが、公民館などで子どものしつけや発育、家族のあり方などの家庭に関する相談に応じたり、学習会を開いたりしています。

現在本市には、10名の家庭教育オピニオンリーダーが子育て支援のボランティア活動を行っています。今後も、お母さん、お父さん向けに子育て講座の機会を提供できるよう家庭教育オピニオンリーダーへの支援をさらに推進していきます。

また、家庭教育オピニオンリーダー研修への参加者を発掘し、養成していきます。

(3) 学校評議員

学校の運営に関して、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たしていく観点から、全小中学校に学校評議員が設置されています。

今後も、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していきます。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 書店やコンビニ等の本やビデオ等の氾濫への対応

街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについては、子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

基 本 方 針

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等ができるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境を整備していきます。

市役所をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の人が利用する建築物、さらに公園などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進していきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 良質な居住環境の確保

(1) 若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 公園の整備
(2) つどいの広場事業(再掲)
(3) バリアフリー化の推進
(4) 子育て世帯に優しいトイレの整備
(5) ひとにやさしいまちづくり
(6) 交通安全教室

3. 子どもたちの安全の確保

(1) 防犯指導及び防犯パトロールの実施
(2) 防犯機器の貸与
(3) さんぽdeパトロール
(4) 保育園等の非常通報装置等の活用
(5) こども 110 番の家
(6) 防犯ネットワーク
(7) 防犯灯
(8) 親子3人乗り自転車の購入支援

1. 良質な居住環境の確保

（１）若年勤労者世帯向け賃貸住宅の整備

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるようにするためには、良質な住宅が供給される環境の整備が必要です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅とは、若い夫婦が安心して暮らすことができる子育てのしやすい生活環境を提供するための住宅です。

若年勤労者世帯向け賃貸住宅を整備することにより、定住化を促進し、地域の活性化及び安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。

2. 安心して外出できる環境の整備

（１）公園の整備

子どもが安心してのびのび遊べる多様な場を整備することが必要です。

今後も、子どもの遊び場整備の基本計画でもある「緑の基本計画」に基づき、公園の整備を推進していきます。

（２）つどいの広場事業（再掲）

雨の日も親子でふれあえる場として「つどいの広場」を整備します。広場には、遊具等を設置することで、子どもがのびのびと遊べるようにします。

「つどいの広場」では、地域の親子の居場所としてすべての子育て家庭を対象に、親子の絆を深め、親の子育て力を高めるための各種事業も展開していきます。

（３）バリアフリー化の推進

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるようにするには、安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行者空間をつくる必要があります。

歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、今後も引き続き歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進するとともに、今計画期間内に特定旅客施設のバリアフリー化を行います。

（４）子育て世帯に優しいトイレの整備

公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進していきます。

（５）ひとにやさしいまちづくり

県においては、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できるよう、平成12年10月に「ひとにやさしいまちづくり条例」が施行されています。これを受け、本市においては、公共施設等を快適に過ごせるようバリアフリーのまちづくり推進に努めています。

今後も、市民が暮らしやすく住みやすいまちづくりを目指してひとにやさしいまちづくりの推進に努めていきます。

（６）交通安全教室

現在、本市では、保育園や幼稚園、小・中学校で年間100回程度交通安全教室を実施し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めています。

児童・生徒の交通災害は、児童・生徒の不注意だけでなく、自動車、運転手等の過失によるものも後を絶たない状態です。

今後も、さらに充実した交通安全教室となるよう支援していきます。

3. 子どもたちの安全の確保

（１）防犯指導及び防犯パトロールの実施

子どもを犯罪の被害から守るため、防犯強化を警察に要請していくとともに、いざという時の対処方法等の研修会や子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、住民や警察、市教育委員会等が連携し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスル等防犯機器の活用方法、「こども110番の家」等緊急避難場所の啓発や周知に努めます。

また、小中学校区を基本とし学校とPTAが中心となり自治会等地域のあらゆる関係団体と行政機関が一体となった学校区安全安心対策委員会のもと、児童生徒の登下校時における見守り付添いや青色回転灯による防犯パトロール等の安全確保に関する諸活動を支援しています。

（２）防犯機器の貸与

子どもを犯罪の被害から守るため、児童生徒全員に防犯ブザーの貸出し、配付等を行います。今後も、防犯ブザーの貸出しを継続して推進していきます。

（３）さんぽ de パトロール

市民のみなさんの散歩時間を活用し、「さんぽ de パトロール」グッズを身に着け、散歩をしていただくことにより、犯罪を未然に防止し、犯罪の発生を抑制していきます。

また、防犯灯の電球切れなどの情報提供も行っていただきます。

（４）保育園等の非常通報装置等の活用

保育園等の児童の安全確保のため、事件発生時の対応として、警察への非常通報装置を設置しており、今後とも児童の安全確保に努めていきます。

（５）こども 110 番の家

現在、本市内全域に多くの「こども 110 番の家」が設置されており、「こども 110 番の家」を示すプレートが不審者に対して抑止力になっています。

今後も、「こども 110 番の家」と自治会、子ども会育成会、PTA、警察などが協力して、児童、生徒の安全を守っていきます。

（６）防犯ネットワーク

自治会など地域防犯団体が、それぞれ地域の実情に沿って、防犯活動に取り組んでいけるよう支援していきます。

犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めていくために、それぞれの団体や地域の連携がさらに深まるよう支援していきます。

今後、防犯活動をするうえでの意見交換を行いながら、連携を深めていけるようネットワークの仕組みを整備し推進していきます。

（７）防犯灯

照明のない暗いまちは、犯罪の発生が増加し、住民の恐怖感も増します。市、自治会などが協力し、明るいまちづくりをするために防犯灯の設置を促進します。

（８）親子 3 人乗り自転車の購入支援

子どもの安全と子育て家庭への経済的な負担を軽減するため、幼児 2 人同乗用自転車の購入に対して、助成金の交付を行います。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

基 本 方 針

社会経済情勢が急速に変化していく中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、職場環境の整備を促進するとともに、男性、女性が生育てを行えるよう、企業への働きかけを促進していきます。

【 具体的施策 】

1. 仕事と生活の調和の実現
のための働き方の見直し

(1) 企業への意識啓発
(2) 労働者への意識啓発

2. 仕事と子育ての両立支援
の推進

(1) 労働時間の改善
(2) 育児・介護休業制度の周知
(3) 働く親と子のふれあいの機会の確保
(4) 家庭における両立支援
(5) 父親の育児参加促進
(6) 再雇用特別措置の周知

【 事業名 】

1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

(1) 企業への意識啓発

共働き世帯が増加する中、多様な働き方の選択ができていないことや長時間労働など、一人ひとりにとって、自分自身の仕事と生活の調和がとれていないことなどが課題となっています。

多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行うよう企業に対して働きかけをしていきます。

さらに、引き続き「企業内子育て環境アップ事業」を推進し、育児休業等の取得、子育て期間中の労働時間の設定改善など子育てをしやすい企業風土及び職場環境の整備、推進への呼びかけをしていきます。

また、「かぬま子育て応援企業の認定事業」を推進し、認定企業をさらに増やしていきます。

(2) 労働者への意識啓発

「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」を推進するためには、環境を整備するだけでなく、個々の労働者の意識改革を推進する必要があります。

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できるよう意識啓発に努めます。

2. 仕事と子育ての両立支援の推進

(1) 労働時間の改善

1日の中で親と子がふれあえる時間を確保するため、短時間勤務や所定外労働の制限等により、子育て期の労働時間の短縮を促進することが必要です。また、中小企業に対しては、労働時間短縮の啓発や助成制度の利用促進を行うとともに融資制度の活用による経営の近代化を図ることが必要です。

今後も、関連の助成制度及び融資制度の周知に努め、労働時間の短縮を促進していきます。

(2) 育児・介護休業制度の周知

仕事を持ちながら子どもと十分なスキンシップを図り養育できるよう、一定期間休業することができる育児休業制度の定着を図ることが必要です。育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用されます。

現在、本市では企業内子育て環境アップ事業の推進等により制度の周知啓発を行っています。

今後も、仕事を持ちながら安心して子どもを養育できるよう、育児・介護休業制度の周知徹底を図るとともに定着できる体制づくりを企業へ働きかけていきます。

（３）働く親と子のふれあいの機会の確保

現在、本市では、中小企業に勤務する勤労者及び事業主を会員とする互助組織である(財)鹿沼市勤労者福祉共済会の運営を支援し、会員及び家族を対象に福利厚生事業や共済事業を実施しています。親子で参加しやすい遊園地やテーマパーク等のバスツアーや各種のレクリエーション大会等のイベントを開催しています。

今後は、厚生事業として親子が参加できるバスツアーやイベント、各種助成制度により親子のふれあいの機会の確保を推進していきます。

（４）家庭における両立支援

仕事と子育ての両立支援を推進する中で、最も重要な部分として夫婦間での子育てに対する意識改革が必要であり、共働き男女・専業主婦など様々なライフステージでお互いがバランスを取りあって子育てをしていくことが大切です。

そのため、夫婦がお互いに協力して子育てをしていく風土を育むための広報活動・相談体制の充実・子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

（５）父親の育児参加促進

女性の社会進出が進み、今や、子どもを持つ女性の半数以上が就労していますが、男性の意識改革が伴わず、育児や家事が女性にとって大きな負担となっています。そこで、男女平等思想の普及、男性の家事や育児への参画促進を図るための啓発事業が必要です。

そのためには、本市で実施している新米パパママ学級、子育て講座（親子で遊ぼう）等を利用し、父親の育児参加の呼びかけや父親も子育てをしていく風土を育むための広報啓発活動、子育てに関する情報提供の体制を図っていきます。

（６）再雇用特別措置の周知

事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者に対して、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努力しなければなりません。再雇用特別措置とは、退職の際に、再雇用希望の申出をしていた者に対し、事業主が労働者の募集又は採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

今後も、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が再雇用を希望した場合、再雇用特別措置の適用が可能となるよう企業へ働きかけていきます。

第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

基 本 方 針

女性の社会参加、経済構造の変化などにより、子どもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化しています。核家族化、少子化が進み、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきています。

安心して子どもを生み育てられる環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりに取組み、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めます。また、子どもの成長発達段階に応じた施策の展開を図ります。

養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実に努め、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

【 具体的施策 】

【 事業名 】

1. 児童虐待防止対策の充実

- (1) 身近な子育て相談・支援体制の充実
- (2) 育児支援家庭訪問事業
- (3) 要保護児童対策地域協議会

2. ひとり親家庭の子育て支援

- (1) 相談・指導の充実
- (2) 生活の安定
- (3) 交流機会の拡充

3. 障がい児施策の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 早期療育体制の整備
- (3) 障がい児保育の充実
- (4) 学童クラブにおける障がい児受入
- (5) 障がい児通園事業

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 身近な子育て相談・支援体制の充実

今回のニーズ調査の結果からもわかるように、前回と同様、子育て中の保護者にとって、子育てについての相談の相手となるのは、配偶者、親族、友人など、身近な者がその大半を占めています。

こうした中で、一人で悩み、その解決方法なども見つからずに、悩んでいる人も少なくないことから、手軽にいつでも相談ができるように、携帯メールを活用した「ふくしめーるサービス」を平成20年度からスタートさせました。

今後は、子育ての問題を抱えている家庭の早期解決を促すため、一人で悩まず心を開いて相談できるよう、家庭児童相談室をはじめとした相談体制を強化し、さらに広報活動を充実させるとともに、利用者が身近に感じ、安心かつ気軽に相談できるような体制づくりと情報の一元化を推進していきます。

(2) 育児支援家庭訪問事業

近年、ライフスタイルや生活思考の多様化に伴い、核家族化、地域社会の希薄化が進んでいます。育児に不安やストレスを感じたり、家庭に問題を抱え養育機能の低下している親が相談するところもなく、母親は不安と孤立の中で子どもに暴力を振るったり、子育てを放棄してしまうことがあります。

このため、通所型の支援では限界があり、支援意欲をもった専門家による側面的・継続的・ねばり強い柔軟性のある訪問型の支援が必要となっています。

出産後間もない時期や、様々な原因で養育が困難になっている家庭を訪問し、育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術指導を行うことにより、個々の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っていきます。

(3) 要保護児童対策地域協議会

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、相互に情報を共有することが必要です。

そのため本市では、平成18年度に要保護児童対策地域協議会として「要保護児童対策ネットワーク会議」を設置し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に努めています。

今後も、このネットワークを活用し、児童虐待の防止、早期発見及び早期対応を図っていきます。

2. ひとり親家庭の子育て支援

(1) 相談・指導の充実

ひとり親家庭が抱える問題の早期解決を促進するため、関連制度の周知に努め、家庭相談員、母子・婦人相談員等による生活相談・指導、その他相談ネットワークにより問題解決を促進することが必要です。

今後も、ますます多岐にわたる問題を解決するため、相談ネットワークを形成して対処していくとともに、関連制度の周知や虐待の連絡があった場合の速やかな対応を進めていきます。

(2) 生活の安定

1) 生活の支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、児童扶養手当、児童育成手当、遺児手当等の支給、ひとり親家庭医療費助成や福祉資金の貸付による経済的援助、緊急時の対応としての介護人の派遣、市営住宅の提供などの住まいの確保に対する支援など、今後も制度の周知徹底に努め、総合的な対策を適切に実施していきます。

2) 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

指定された「教育訓練講座」を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を助成しています。今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の就職に向けた資格・技能の取得に対して支援していきます。

3) 高等技能訓練促進費支給事業

看護師や介護福祉士などの生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、修業期間においての生活負担の軽減を図ることを目的とし、一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を支給しています。

今後も、制度の周知に努め、母子家庭の母の資格取得に対して支援していきます。

(3) 交流機会の拡充

共通の問題を抱えるひとり親家庭同士で励まし合いながら、子育てを乗り切ることができるよう、交流機会の拡充に努めます。

3. 障がい児施策の充実

(1) 相談体制の充実

多胎児の出産や低体重児出産の増加等、子どもの発達課題や少子化・核家族化など育児スタイルの変化等による育児不安から、子どもの発達へ影響を及ぼすケースも増加してきており、育児支援のニーズは一層高まっています。

現在、本市では昭和56年から発達相談を開始し、平成7年より2名の相談員体制で実施していますが、医療技術の高度化により医療機器を装着した子どもの相談や育児力の課題の相談等、内容も複雑多岐になっており、県の乳幼児二次健康診査や幼児教室等ともあわせ、課題にあった対応が必要です。

「発達支援センターあおば園」の登録園児数も年々増加しており、今後は保育園・児童館・幼稚園・とちぎりハビリテーションセンター等関係機関や学校教育とのより一層の連携を図るなど、課題を長期に抱える障がい児やその家族の支援とともに、継続的な支援体制や家族同志の交流の場の確保としてひまわり教室を実施し、自主グループへの支援も進めていきます。

(2) 早期療育体制の整備

障害をもつ子どもを抱える家庭の療育ニーズの受け皿となる、総合的な相談窓口の設置や医療ソーシャルワーカー等を中心に関係機関と連携し、子どもの状況にあわせた療育プログラムを作成し、そのプログラムに基づき保育園・幼稚園・学校への療育指導体制の整備を図ることが必要です。

そのために本市では、発達課題を抱える児童を早期に発見し、適切な療育、就学に向けた一貫性のある総合支援のため、『のびのび発達相談事業』や『就学支援ノート』等を実施するなど、実施体制を整備していきます。

(3) 障がい児保育の充実

障害をもつ子どもも、ともに生活する社会を形成するため、子どもの成長の可能性を追及できる条件を整備し、より良い発達の向上に努め、障がい児保育の充実を図ることが必要です。

現在、本市では障害の有無にかかわらず必要な保育が受けられるよう制度を整え、全園で障がい児を受け入れています。

今後、さらに充実した保育を実施するため、臨床心理士等専門指導者による巡回相談事業や、市内療育施設「こども発達支援センターあおば園」と連携した療育体制を通して、保育園、幼稚園、家庭の連携をはかり、児童の発達の支援を推進していきます。

（４）学童クラブにおける障がい児受入

地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは、子どもの成長過程でとても大切であり、障害のある子の発達を促す重要な役割があります。

現在、障がい児については、全てのクラブにおいて受け入れることができます。

今後も引き続き受け入れをし、さらには、「(社) 希望の家」内にヤングリーブス（デイサービス）などとも連携を図りながら進めていきます。

（５）障がい児通園事業

現在、本市での障がい児通園（デイサービス）事業は、「こども発達支援センターあおば園」で実施しており、年々利用が増加しています。

今後は、より質の高い施設サービスを提供するため、サービス提供事業者における自己評価の実施を促進し、評価結果のサービスへの反映を図ります。